

（児童扶養手当を受けている人へ）

「JR特定者用定期乗車券割引制度」のお知らせ

問 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)



JR特定者用定期乗車券割引制度とは

ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている人およびその世帯員が、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子育て支援課で発行する特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を提示すると、3割引で購入できます。

※学生の通学定期購入には使用できません。

▶対象者

児童扶養手当受給者およびその世帯員

▶申請に必要なもの

- 児童扶養手当の証書(福岡県発行の緑色で四つ折りの証書)
- 証明写真(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)

※証明写真は、この制度を利用する人の写真が必要です。

※申請後、特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。

発行までに少し時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

▶定期券の購入方法

子育て支援課で発行した特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を、JRの駅窓口で「通勤定期購入申込書」とともに提出し、定期券を購入します。

▶有効期限

- 特定者資格証明書…1年
- 特定者用定期乗車券購入証明書…6か月

※継続する場合は、再度、子育て支援課で手続きが必要です。

▶問い合わせ先

- 金額や定期券についてはJR駅窓口へ
- 特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書については子育て支援課へ



令和6年度 こども発達相談の療育指導員を募集します

問 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)



須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。詳細は下記のとおりです。また、採用にあたっては選考の上、随時面接を行います。

応募資格	言語聴覚士、作業療法士または特別支援教育の教員免許の資格を保有し、幼児の教育に興味がある人(令和6年3月に資格取得見込みの人也可)
勤務開始	4月から
勤務時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時 (1日 7時間30分)
勤務日数	月に21日程度
賃金	時給 1,371円
勤務場所	須恵町こども発達相談(須恵中学校内)
加入保険など	社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)
各種手当	通勤手当、期末・勤勉手当有り 任用期間に応じて年次有給休暇を付与
提出書類	① 須恵町会計年度任用職員登録申請書 ② 該当する職種の資格証(免許証)の写し
提出先	役場1階 子育て支援課窓口
問い合わせ先	須恵町こども発達相談 ☎ 080-7179-9421



障害基礎年金をご存知ですか？

問 住民課 国民年金係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)



国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

▶**対象者** 障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人。

- 国民年金(1号・3号)に加入中だった人
- 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人

▶**納付要件** 障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。

- 初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと
- 初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること

※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

注意点

- 障害者手帳の有無や等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。
- 厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。年金事務所または各共済組合にご相談ください。

まずはご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、各人で異なります。
まずは、役場1階 住民課窓口でご相談ください。



「進学」などで、他市町村への転出が決まったら学生用保険証の手続きを

問 住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)



須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により須恵町から他市区町村に住民票を移す場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

学生用保険証とは？

須恵町に住所がない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証を使うことができません、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。

ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。

※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

転出届の提出前に

次のものをご持参の上、役場1階 住民課窓口で手続きを行なってください。

- ①学生であることが証明できるもの
在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書
- ②今までの国民健康保険証
- ③マイナンバーカードおよび免許証など顔写真付き公的身分証明書

学生用保険証をお使いの人へ

すでに学生用保険証(右上に学がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きが必要です。

学生用保険証をお持ちで今年3月に卒業予定の人がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中旬にお送りします。
必要書類をご確認の上、速やかにお手続きください。